

令和 3 年 6 月 9 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2020

課題番号：15K03103

研究課題名（和文）憲法上の権利論の体系構築とその救済法への含意

研究課題名（英文）The Systematization of Constitutional rights theory and Its Implication for Remedial Law

研究代表者

渡辺 康行（WATANABE, Yasuyuki）

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30192818

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、ドイツ連邦憲法裁判所が採用する三段階審査理論を参照しながら、日本の憲法判例を読み直すことを試みた。また日本の憲法判例は正当化審査に際して比較衡量論を用いているところ、そこに比例原則という思考による基礎づけを与えるべきことを論じた。さらに政教分離規定適合性についても、国家と宗教の関わり合いの有無と、それが相当とされる限度を超えるか、という二段階に審査を分節化できることを明らかにした。こうした研究は、憲法上の権利を裁判によって救済する手法を洗練しようとするものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

新たな憲法上の権利論とその救済法への含意にかかわって、2巻の共著の本格的体系書を公刊できたことは、学界だけではなく憲法学教育に対しても重要な貢献となった。また「内心の自由」の領域に関する論文集を公刊したことは、憲法訴訟の実務に対して意味をもつ。

さらに元最高裁判事へのインタビューや現役裁判官との共同研究を行うことなどによって、憲法上の権利救済の担い手である最高裁の内部事情や最高裁判官の思考形式を考察するという、これまで未開拓だった試みを発展させたことは、過去の判決をより深く理解すると共に、裁判官に受容可能性のある法理論を提唱するためにも、きわめて重要な成果であった。

研究成果の概要（英文）： This study reviews constitutional precedents in Japan with reference to the three-stage reviews adopted by the Federal Constitutional Court of Germany. As Japanese constitutional precedents apply the relative benefit principle when reviewing justification, I argue that they should be considered as based on ideas about proportionality. In addition, I clarify that reviews of conformity with regulations about the separation of church and state can be divided into two stages: whether there is any entanglement between state and religion and whether it exceeds the appropriate limits. This research will contribute to increasing the efficacy of judicial remedies of constitutional rights.

研究分野：社会科学

キーワード：三段階審査 客観法規範適合性審査 立法者の制度形成の統制 比較衡量論 比例原則 裁判官の思考方法 憲法上の権利の救済方法 司法に対する国民の信頼

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

戦後日本憲法学における最大の収穫の一つは、アメリカ合衆国の判例・学説から影響を受けて発展した憲法訴訟論という研究領域の開拓であろう。憲法訴訟論は、立法事実論や違憲の争点を提起する適格など、最高裁判例にも影響を与えることができた。しかし、憲法訴訟論の中核であった違憲審査基準論は採用されず、最高裁は、自由権制約立法の憲法適合性審査に際して比較衡量論を広汎に採用してきた。またその実現が立法者による制度形成に依存する権利について、立法者による制度形成にかかる裁量をいかに裁判所は統制できるかについては、学説による支援なしに、判例が手さぐりで法理を開拓しなければならぬという状況が続いていた。

こうした状況を打開することはできないか。ここで注目できるのが、ドイツにおける基本権論や憲法裁判論である。ドイツ連邦憲法裁判所および憲法学は、1990年代ごろから、防御権に関して、保護領域、制限、正当化という三段階に違憲審査を分節化して、法律の基本法適合性を論証する手法を確立させた。正当化審査においては、比例原則審査が使われている。また財産権のような立法者による内容形成を必要とする基本権に関して、内容形成のあり方を統制する手法についても様々な議論がなされてきた。ドイツの法理論は、日本において伝統的に受け継がれてきた裁判官の思考方法や判例法理になじむものである。そのため、こうしたドイツにおける法理論の状況を参照することによって、日本の判例法理を内在的に分析し、判例法理における変化の兆しを支え、促すような提言をすることができるのではないかと。とりわけ、比例原則の思考は、日本の最高裁が用いる比較衡量論をより実効的なものへと読み替えていくために有力な支援となるのではないかと。こうした研究動向は、本研究開始当初、研究代表者による研究などによって、日本憲法学において注目され始めていた。

上述した憲法訴訟論は、アメリカ型の付随的違憲審査制を前提としたものである。日本国憲法も付随的違憲審査制を採用しているため、アメリカにおける判例・学説を参考にする意義は大きかった。しかし日本では大陸法の伝統が根強くあるため、付随的違憲審査制を日本的に運用する傾向があった。このような状況について、学説上指摘はされてきたのであるが、それを踏まえた上でいかに対処すべきかについては、議論の展開がなかった。

憲法訴訟論は、裁判所・裁判官へ向けたものだったはずである。ところが、憲法訴訟の担い手である裁判官とりわけ最高裁判所の裁判官の思考方法については、ほとんど明らかになっていなかった。そのためこのような状況の下では、過去の判例の分析が不十分なものとどまると共に、いかなる法理論であれば裁判所に受容される可能性があるのかについて、見通しが立ちにくかった。

2. 研究の目的

研究代表者などによる、これまでの日独憲法学・憲法判例研究の蓄積を基にして、憲法上の権利論に関する新たな体系を構築することが、最大の目的である。ドイツにおける判例と学説の展開を参照することによって、従来の判例法理を再検討し、日本の判例法理に生じつつある変化を支え、支援するような憲法上の権利論の体系を提示することを目指す。

またそのような憲法上の権利論は、救済法に対してどのような含意をもつかについても考察する。この場面でも、従来の判例法理を踏まえた上で、それと接合可能な理論的提言を試みる。

さらに、憲法訴訟の担い手である裁判官の思考についても明らかにする。そのことによって、過去の判例については、関与した裁判官の特徴という観点から読むことによって、判決に新たな側面に光を当てることが可能となる。それだけではなく、憲法上の権利の体系を構築する際にも、日本の裁判官の思考になじみ、受容可能性がある議論を提示することができる。

3. 研究の方法

本研究の手法は、学説の議論を参照しつつ、判例を内在的に分析した上で、判例法理に改善すべき点があればそれを促そうとするものである。従来の研究は、外国の法理論を日本に導入することにより、判理法理を一挙に転換しようとする傾向があった。そのような試みの重要性を否定する意図はないものの、研究の手法はそれだけではない、という立場を採用するものである。

裁判官の思考方法を研究する際には、実際に裁判官と対話することが重要である。最高裁判所の裁判官経験者に直接インタビューし、その結果を公表することは、極めて有益な貢献となるだろう。それと並んで、現在第一線で活躍している裁判官と継続的に研究会をもつことは、裁判官の思考を知るだけでなく、現在の憲法学の成果を裁判官に直接伝えるという点からも、重要な試みだと思われる。さらに裁判官だけではなく、事件の現場をより直接的に知る弁護士との共同研究も有益だと考えている。

4. 研究成果

(1) 憲法上の権利論に関する体系構築という目的に関して、最も重要な成果は、宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗との四名の共著で出版した『憲法 基本権』(日本評論社、2016年)である。この書籍は、判例動向の正確な把握を重視し、その際の分析視角として三段階審査の手法を採用し、さらに三段階審査が当てはまらない、防御権以外の憲法上の権利についても、萌芽を示す判例を手掛かりとしながら、憲法適合性審査の手法を開拓しようとしたものである。研究代表者の執筆担当部分は、「第4章 三段階審査以外の審査手法」、「第6章 法の下での平等」、「第7章 思想・良心の自由」、「第8章 信教の自由と政教分離原則」、「第18章 参政権」、「第19章 国務請求権」である。この書籍は、従来の憲法の基本書とは全く異なった体系書として、極めて挑戦的な性格をもっていた。日本公法学会の学会誌である公法研究78号(2016年)の「学界展望」欄では、「基本書は原則として取り上げないルール」であるにもかかわらず、同書が大きく紹介・検討された(今関源成)。このことは、同書を持ったインパクトの大きさを示している。また、おそらく法科大学院生が中心だと思われるが、現代における代表的な基本書の一つとして多くの読者も獲得している。

(2) 憲法上の権利論がもつ救済法への含意を探るという目的に関して、最も重要な成果は、上掲した書籍の姉妹書として、同じ四名の共著で出版した『憲法 総論・統治』(日本評論社、2020年)である。本書は、憲法総論・統治機構に関するしばらくぶりに上梓された本格的な体系書として、好意的に受け入れられた。この書籍は、前著に引き続いて判例・実例の把握を重視し、憲法典だけではなく憲法付属法あるいは憲法付属機関についても詳解し、それらの基礎として機能的権力分立論という理論的基軸を提示するものである。この点については、同書の書評(村西良太、法学セミナー794号〔2021年〕126~127頁)により「まことに『新しい』体系書」として高く評価されている。研究代表者の執筆担当部分は、「第7章 代表民主制」、「第11章 裁判所と司法権」、「第12章 違憲審査制」である。本書を執筆したことにより、憲法上の権利論からの救済法への含意に関する現時点における私見を、ある程度まとまった形で示すことができた。

(3) 論文集をまとめることは、長年の課題だったが、『「内心の自由」の法理』(岩波書店、2019年)として実現した。同書は、第1部「ドイツにおける信教の自由と国家の宗教的中立性の『緊張関係』」、第2部「現代日本における『思想・良心の自由』」、第3部「現代日本における信教の自由と政教分離」から成る。同書は、思想・良心の自由、信教の自由のような防御権について、前述した三段階審査の手法を使って判例の分析を行い、また政教分離規定のような客観法規範について、かかわり合いの審査とかかわり合いが相当とされる限度を超えるかという二段階審査の手法を析出した。さらに、日本の判例において信教の自由と政教分離規定が緊張関係に立つ事例とその調整の仕方を分析し、第1部で扱ったドイツにおける両者の調整方法との違いとその要因について分析した。それだけではなく憲法解釈論の背後にある、国民の「精神的紐帯」を創出する試みの是非についても国家論の観点から検討を加えている。同書も、公法研究81号(2019年)の「学界展望」欄で詳細に紹介され、さらに憲法研究8号(2021年)183~195頁では書評論文も公表されている(共に、佐々木弘通)。

(4) 憲法上の権利論や救済の在り方を論ずる場合に、その主役となる最高裁判所裁判官の思考方法について研究することは不可欠である。しかし、この課題は従来ほとんど手付かずの状態であった。そのような研究の空白を埋めようとしたのが、渡辺康行・木下智史・尾形健〔編〕『憲法学からみた最高裁判所裁判官 70年の軌跡』(日本評論社、2017年)である。同書は、これまでの最高裁判例をより深く読み解くために、それを生み出した裁判官個人に焦点をあてて研究したものである。最高裁発足から70年を振り返るだけではなく、これからの違憲審査制度の在り方を考えることをも目的としている。同書は、法律時報87巻4号(2015年)から89巻4号(2017年)に連載された原稿を書籍化したものであるが、雑誌連載当時から話題となっていた研究である。研究代表者は、第10章『リベラルなタカ』 団藤重光、第21章『適正な紛争解決』の探求 藤田宙靖、を執筆している。

(5) 最高裁の内部の事情や最高裁判所裁判官の思考方法を知るという観点からは、泉徳治・渡辺康行・山元一・新村とわ『一步前に出る司法』(日本評論社、2017年)は、重要な成果だった。泉徳治元判事は、最高裁事務総長、調査官、最高裁判事を歴任し、司法部の中枢を歩んできたにもかかわらず、最高裁判事在職中は多数の反対意見を書いたことで知られる。その泉元判事に三日間に渡りインタビューを行い、それを書籍化した同書は、学界内外で大きな反響を呼んだ。この書籍で泉元判事は最高裁の判決の裏側や司法行政などについて詳細に語っているため、同書は最高裁研究に関する基本的文献として今後長く読まれることになるだろう。一般紙を含め、十

数本の書評が公にされたことは、同書のもった影響力の強さを示している。

(6) 上述した単行書のなかに収録した諸業績の他にも、本研究期間中、沢山の個別論文を公にしている。以下では、ごく若干の例を紹介したい。自由権に関する論文等は、(3)で上述した論文集に収めているため、それ以外の領域に関わるものとなる。まず、「憲法判例のなかの家族」駒村圭吾編『テキストとしての判決』(有斐閣、2016年)所収は、尊属殺重罰規定違憲判決と婚外子相続分違憲決定を主な素材として、最高裁による平等審査の手法を考察すると共に、憲法判例のなかに現れた裁判所・裁判官の家族観を分析するものである。近年における最高裁は、家族と憲法という領域に力をいれているため、時宜にかなった研究となった。

(7) 「最高裁裁判官と『司法部の立ち位置』」工藤達朗ほか編『憲法学の創造的展開 下巻』(信山社、2017年)所収は、千葉勝美元判事の違憲審査観を分析した研究である。同判事は、首席調査官や判事として最高裁判例を法理論的に支えてきたことで広く知られている。この論文は、自由権、平等権、一票の較差の領域に関する判例を素材として、同判事の法理論を検討したものである。同判事は、最高裁退職後、ますます活発に著作を公刊していることにより注目を集めており、本論文は、千葉判事の法理論を検討する際の基本文献となっている。

(8) 「『裁判官の市民的自由』と『司法に対する国民の信頼』の間」山元一ほか編『憲法の普遍性と歴史性』(日本評論社、2019年)所収は、現在は仙台高裁に勤務する岡口基一判事が、ツイッター上での発言を理由として戒告処分科された事件をきっかけとして、表題の問題を論じたものである。同判事はその後、類似の行為によって再び戒告処分を受けた。さらに国会の裁判官訴追委員会でも審議が継続されているため、現在でも実務および学説上議論が続いている問題にかかわる論稿である。

(9) 「団体の内部自治と司法権」判例時報 2446号(2020年)は、論文執筆当時、大法廷に係属していた岩沼市議員出席停止処分事件を契機として、団体の内部紛争を司法権がどこまで、いかに審査できるかについて、長年の判例・学説を踏まえて考察したものである。上記事件の大法廷判決は、本論文の提唱した方式に沿ったものとなったが、発表時期からすると判決に影響を与えたわけではない。

(10) 「合憲判断の方法」法学新報 127 卷 7・8号(2021年)は、合憲限定解釈、憲法適合的解釈、通常の限定解釈という三つの類型を立てて、従来の最高裁判例におけるこの種の手法の使われ方を分析したものである。このテーマも近時の憲法学において注目を集めているだけに、今後ある程度は読まれるものと思われる。

(11) 聞き手：渡辺康行・嘉多山宗・巻美矢紀「[インタビュー]大橋正春・鬼丸かおる元最高裁判事に聞く一憲法訴訟の実務と学説」法律時報 93 卷 2号(2021年)は、2010年代に弁護士出身の最高裁判事であった両氏との座談会の記録である。これまでに試みられてきた最高裁判事との対話は、元判事が一人で語るが多かったのに対して、この企画は二人の元判事が同時に発言しているため、内容が立体化し豊かなものとなっている。この企画も実務や学界に対して、貴重な情報を提供する機会となった。

(12) 最後に、研究成果ではないが、3で上述した「研究方法」との関連で、東京地裁の裁判官を中心とする裁判官と憲法学者の研究会として、「ドイツ憲法判例と実務」研究会、弁護士と公法学者との研究会として、「憲法訴訟の実務と学説」研究会を開始することができた。後者の研究成果は、法律時報 2021 年 4 月号以降で連載が始まっていることを付記したい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計27件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 2446号
2. 論文標題 団体の内部自治と司法権ー地方議会を中心として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 83～97頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 127巻7・8号
2. 論文標題 合憲判断の方法ー合憲限定解釈と憲法適合的解釈	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学新報	6. 最初と最後の頁 573～615頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 大橋正春・鬼丸かおる・渡辺康行・嘉多山宗・巻美矢紀	4. 巻 93巻2号
2. 論文標題 〔インタビュー〕大橋正春・鬼丸かおる元最高裁判事に聞くー憲法訴訟の実務と学説	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 56～81頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 465号
2. 論文標題 裁判官の身分保障と分限裁判ー岡口判事事件決定を機縁として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 61 - 67
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 -
2. 論文標題 「裁判官の市民的自由」と「司法に対する国民の信頼」の間—三件の分限事件から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 山元一ほか編『憲法の普遍性と歴史性—辻村みよ子先生古稀記念論集』日本評論社（図書所収論文）	6. 最初と最後の頁 735 - 764
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 245号
2. 論文標題 尊属殺重罰と法の下の平等—尊属殺重罰規定判決	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト・長谷部恭男ほか編『憲法判例百選 〔第7版〕』有斐閣	6. 最初と最後の頁 56 - 57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 18号
2. 論文標題 コメント1	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法科大学院要件事実教育研究所報『憲法と要件事実』伊藤滋夫編、日本評論社	6. 最初と最後の頁 68 74、140 145
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 -
2. 論文標題 第81条	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 辻村みよ子・山元一編『概説 憲法コンメンタール』日本評論社（図書所収論文）	6. 最初と最後の頁 350 - 362頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 90巻 8号
2. 論文標題 行政法と憲法—行政裁量審査の内と外	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 10 - 15頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 -
2. 論文標題 取材への応答拒否	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 長谷部恭男・山口いつ子・穴戸常寿編『メディア判例百選〔第2版〕』有斐閣(図書所収論文)	6. 最初と最後の頁 22 - 23頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 -
2. 論文標題 憲法判例の動き	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『平成29年度重要判例解説』有斐閣(図書所収論文)	6. 最初と最後の頁 2 - 7頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 -
2. 論文標題 「日の丸・君が代訴訟」を振り返る	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 長谷部恭男編『論究 憲法』有斐閣(図書所収論文)	6. 最初と最後の頁 279 - 299
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 -
2. 論文標題 最高裁判所判事としての団藤重光	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 樋口陽一ほか編『憲法の尊厳』日本評論社（図書所収論文）	6. 最初と最後の頁 493-520
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 -
2. 論文標題 最高裁判所判事としての藤田宙靖	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 阪口正二郎ほか編『憲法思想と発展』信山社（図書所収論文）	6. 最初と最後の頁 783-812
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 創刊1号
2. 論文標題 「君が代訴訟」の現段階	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 89-102
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 -
2. 論文標題 最高裁判官と「司法部の立ち位置」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 工藤達朗ほか編『憲法学の創造的展開 下巻』信山社（図書所収論文）	6. 最初と最後の頁 563 - 598
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 88巻7号
2. 論文標題 「リベラルなタカ」－団藤重光	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 84－89
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 -
2. 論文標題 憲法判例のなかの家族－尊属殺重罰規定違憲判決と婚外子相続分規定違憲判決	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 駒村圭吾編『テキストとしての判決－「近代」と「憲法」を読み解く』有斐閣（図書所収論文）	6. 最初と最後の頁 69－108
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 1472号
2. 論文標題 平成27年度 憲法判例の動き	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 ジュリスト臨時増刊『平成27年度 重要判例解説』	6. 最初と最後の頁 2－7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 78号
2. 論文標題 《学界展望》 憲法－憲法総論	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 268－280
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 87巻4号
2. 論文標題 憲法学からみた最高裁判所裁判官 - 企画趣旨 -	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 54 - 54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 87巻4号
2. 論文標題 「適正な紛争解決」の探求と憲法裁判 - 藤田宙靖 -	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 67 - 72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 -
2. 論文標題 宗教的性格のある行事への公人の参列等と政教分離原則 - 白山ひめ神社訴訟最高裁判決 -	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 岡田信弘・笹田栄司・長谷部恭男編『憲法の基底と憲法論－高見勝利先生古稀記念』信山社（図書所収論文）	6. 最初と最後の頁 705 - 730
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 -
2. 論文標題 「ムスリム捜査事件」の憲法学的考察 - 警察による個人情報収集・保管・利用の統制 -	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 松井茂記・長谷部恭男・渡辺康行編『自由の法理－阪本昌成先生古稀記念』成文堂（図書所収論文）	6. 最初と最後の頁 937 - 967
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行・吉田秀康・阪口正二郎・塚田育恵	4. 巻 60巻11号
2. 論文標題 「傍聴人に聞こえない証人尋問」国家賠償請求事件	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 9 - 57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 1479号
2. 論文標題 平成26年度 憲法判例の動き	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 ジュリスト臨時増刊『平成26年度重要判例解説』	6. 最初と最後の頁 2 - 7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺康行	4. 巻 77号
2. 論文標題 学界展望 (憲法総論)	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 235 - 247
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 渡辺康行
2. 発表標題 コメント1
3. 学会等名 法科大学院要件事実研究所「憲法と要件事実・講演会」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 渡辺康行
2. 発表標題 信教の自由と国家の宗教的中立性
3. 学会等名 「ドイツ憲法判例と実務」研究会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 千葉勝美・渡辺康行・駒村圭吾
2. 発表標題 憲法訴訟の動向 - 実務と学問の対話
3. 学会等名 憲法理論研究会7月シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 463頁
3. 書名 憲法 総論・統治	

1. 著者名 渡辺康行	4. 発行年 2019年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 476頁
3. 書名 『「内心の自由」の法理』	

1. 著者名 渡辺康行・木下智史・尾形健編著	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 386
3. 書名 憲法学からみた最高裁判所裁判官	

1. 著者名 渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗	4. 発行年 2016年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 484頁(82-109,131-199,414-452)
3. 書名 憲法 基本権	

1. 著者名 泉徳治・渡辺康行・山元一・新村とわ	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 344頁
3. 書名 一步前へ出る司法―泉徳治元最高裁判事に聞く	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------